

EPW フォーマットに変換された拡張アメダス気象データに関するライセンス契約書

株式会社気象データシステム（以下「甲」という）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という）は、拡張アメダス気象データ（以下、「EA 気象データ」という）のフォーマットを EPW フォーマットに変換した気象データ（以下「本著作物」という）の使用許諾に関する契約（以下「本契約」という）を、以下の通り締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約の目的は、甲が著作権を有する本著作物を乙が使用するにあたり、ライセンスの範囲（第2条）、ライセンスの期間（第3条）、ライセンスの対価及び納入（第4条）、及び甲乙双方の遵守事項を取り決めることである。

（ライセンスの範囲）

第2条 使用者、使用者の届け出及び交代、及び使用を許可する本著作物の種別及び地点等は以下の通りである。

(1) 使用者

使用者は乙の本社、支店及び営業所の従業員とする。

使用者数は〇〇名とする。

(2) 使用者の交代

乙は、使用者の担当業務の変更、配置換え等のやむを得ない理由があれば、使用者を交代させることができる。

使用者の交代により、使用者でなくなった者のコンピュータ等に保存された本条（3）に規定する本著作物はすべて抹消しなければならない。

(3) 甲が使用を許可する本著作物の種別及び地点数

2010年版 EA 気象データ標準年から変換された本著作物の全地点（836 地点）

（ライセンスの期間）

第3条 使用を許可する期間は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも特段の意思表示がないときは、本契約は同一条件をもって1年間延長し、以降も同様とする。なお、同一条件で延長する場合は、本契約書をそのまま適用し、更新は行わないものとする。

（ライセンスの対価及び納入）

第4条 乙は甲に対し、使用許諾の対価として、〇〇〇千円／年（消費税別）を本契約締結後すみやかに甲の指定する口座に振り込むことにより支払う。同一条件で契約を延長する場合は延長後すみやかに支払う。なお、振込みに要する手数料は乙の負担とする。

2 甲は対価の支払いを確認した後、すみやかに、第2条（3）に記載した本著作物と附属文

書類を格納した光学ディスク1枚を乙に納入するものとする。ただし、契約更新の場合は、納入した本著作物に変更がない限りは光学ディスクを納入しない。

- 3 乙は光学ディスクが破損等により使用不能となった場合は、甲に光学ディスクの交換を要請することができる。
- 4 甲は、契約後に第2条（3）に記載した本著作物を更新した場合は、契約更新時に無償で光学ディスクを交換する。
- 5 乙は甲に対し、経済事情その他著しい変化が生じたときは、使用許諾の対価について、協議を申し入れることができる。なお、当該協議が整わなかったときは従前の対価を引き続き支払うものとする。

（禁止行為）

第5条 乙は、以下の行為をしてはならない。

- （1） 本著作物が格納された光学ディスクを複製すること。
- （2） 使用を許諾された本著作物の一部または全部を第三者（第2条（1）の使用者以外の者、以下同じ）に提供すること。

（二次的著作物の公表または提供）

第6条 乙は、乙が本著作物を利用して製作した研究報告用資料や販売促進用資料等を公表または提供することができる。ただし、公表及び提供に際しては本著作物を使用したことを記載する。

- 2 乙は、乙が製作した本著作物またはその一部または本著作物を処理して得られた二次的データを内蔵したツール及びソフト類の成果物（本件成果物という）を、第三者に提供してはならない。#

（本件成果物を第三者に提供する場合）

第7条 乙は、第6条2に規定する本件成果物を第三者に提供する場合は、甲と別途契約を締結しなければならない。

（責任制限）

第8条 甲の責任範囲は以下の通りである。

- （1） 甲は、納入した光学ディスクに複製の誤り等の不具合が発覚した場合は、不具合の状況を確認した上で光学ディスクを交換する。
- （2） 甲は、直接、間接を問わず、使用を許諾した本著作物の使用により生じたいかなる損害の責任も負わない。

（契約終了後の措置）

第9条 第3条において甲乙のどちらかが契約延長の意思がないことを他方に通知した場合は、本契約は継続せず、本契約期間終了日をもって終了するものとする。

- 2 前項に基づき契約が終了した場合、乙は第2条（1）の使用者に契約が終了したことを直ちに周知し、コンピュータ等に置いた第2条（3）の本著作物をすべて抹消しなければならない。

（秘密保持）

第10条 甲および乙は、本契約の締結およびその内容を含め、本契約の履行により知り得た相手方の技術上、営業上および業務上の一切の秘密を、開示、漏洩しないものとする。

(協議)

第11条 本契約に定めなき事項、または本契約の解釈に疑義のある事項については、本契約当事者の協議により友好的に解決するものとする。

(紛争処理)

第12条 甲および乙は、本契約に関する訴訟の第一審の管轄裁判所を鹿児島地方裁判所とすることに同意する。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙が各1通を保管する。

〇〇〇〇年〇月〇日

(甲) 鹿児島市高麗町10-19-1105
株式会社気象データシステム
代表取締役 赤坂 裕 印

(乙)